

（第57号議案）

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
新旧対照表

改正案	現行
第1条～第6条（略） （職員の配置の基準）	第1条～第6条（略） （職員の配置の基準）
第7条（略）	第7条（略）
2（略）	2（略）
3 幼保連携型認定こども園には、次に掲 げる職員を置くよう努めなければならない。 い。	3 幼保連携型認定こども園には、次に掲 げる職員を置くよう努めなければならない。 い。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護 教諭又は養護助教諭	(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助 教諭
(3)（略）	(3)（略）
第8条～第28条（略）	第8条～第28条（略）
附 則（略）	附 則（略）
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	